

第 33 回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第 33 回 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年6月25日（木）午後2時00分 新城市役所 4階会議室4-2・4-3

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番	欠	席	議席2番	西郷 耕一	議席3席	欠	員
議席4番	原田 裕子	議席5番	武川 喜久	議席6席	生田 智美		
議席7番	片桐 彦一	議席8番	竹川 正文	議席9席	森本 逸男		
議席10席	森野 哲明	議席11席	欠	席	議席12席	小山 嘉之	

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 松山 元晃

書 記 近藤 由幸 美澤 藍 諸橋 里奈 松井 亜詠 加藤 良一

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は11人中9名です。定足数に達しております。第33回新城市農業委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め指名いたします。

9番委員、10番委員 お願いします。

議長

次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長

はじめに、第161号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第161号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は本人0年で年間従事予定日数は150日ですが、本人の経営する会社の従業員らと必要な農作業従事を予定しています。また農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で10分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は12,657㎡です。権利取得後は、水稻、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号2番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・子がおり、農作業歴は本人37年、子15年であり、年間従事予定日数は365日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で10分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は68,205.00㎡です。権利取得後は、露地野菜、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号3番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人、妻がおり、農作業歴は本人10年、妻30年、年間従事予定日数はともに150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は7,434.71㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号4番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人、妻、長男、長女がおり、農作業歴は60年、32年、5年、12年です。年間従事予定日数は本人、妻350日、長男80日、長女300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で15分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は70,199.76㎡です。権利取得後は、蜜源植物の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

	農業従事者は、本人がおり、農作業歴は本人 10 年で、年間従事予定日数は 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の購入予定の住居から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 2,694 m²です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 6 番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 2 年で、年間従事予定日数は 300 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車と徒歩で 1～2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 25,078 m²です。権利取得後は、夏秋野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 7 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・母がおり、農作業歴は 52 年・43 年・73 年、年間従事予定日数は 250 日・200 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 224,314 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 8 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・弟がおり、農作業歴はともに 1 年、年間従事予定日数はともに 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車 32 分ですが、普段は作業のために農地の近くに住居を借りており、1～2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 14,901 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上、申請番号 1 番から 8 番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。 第 161 号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
農業委員	申請番号 6 番について、広い範囲の原野を 1 人で耕作する計画となっておりますが、現地調査の際に、申請者が他県で 2 年間の研修を受けてきていること、また実際には他の者と共同で耕作を行う予定である旨を聞き取りにより確認しています。本人の営農に対する意欲も認められることから、農業委員会としても今後は農地パトロール等を通じて注視していきたいと思えます。
推進委員	申請番号 6 番について、構造改善が行われていないものと見受けられ、耕作については懸念されるかと思えます。昨年、牧草を撒いていることから、農地としての利用は可能であると考えられますが、周辺にブタクサが繁茂しており、外部からは状況の把握が困難となっております。耕作者たちは他県で数年間の研修経験を有しており、近隣の方から営農に関する助言も受けているとのことなので、頑張ってくださいと思います。
議長	その他の捕捉はないようです。 ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	その他の質問はないようです。 それでは、採決をとりたいと思えます。第 161 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 162 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 162 号議案について説明させていただきます。 議案書 6 ページをご覧ください。 所有権移転 5 件です。 議案書 7 ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番号 1 番 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一段農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで、排水方法については、雨水は小堤及び土側溝にて集水し、雨水が隣接地へ流入しないよう対策を講じますので、被害防除の観点から適切であると考えます。 また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われれます。 申請番号 2 番 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地②「市街化が見込まれる区域内にあり、駅からおおむね 500m 以内にある農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで、排水方法については、雨水はあぜ板または小堤を設け、雨水が隣接地へ流入しないよう対策を講じますので、被害防除の観点から適切であると考えます。 また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われれます。 申請番号 3 番 売買により、駐車場を目的として転用するものです。地権者より農地法上の手続きを行わずに一部駐車場として利用していたことから、始末書が添付されています。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一段農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」に該当します。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。預金通帳の写しが添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで、排水方法については、雨水は 30 cm の土盛りをし、浸透柵を設け雨水が隣接地へ流入しないよう対策を講じますので、被害防除の観点から適切であると考えます。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われれます。 申請番号 4 番 所有権移転により、住宅の建築を目的として転用するものです。地権者より農地法上の手続きを行わずに雑種地として利用していたことから、始末書が添付されています。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地②「市街化が見込まれる区域内にある農地で、支所から 500m 以内の農地」に該当します。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成については、既設アスファルト舗装を撤去し整

	地します。給排水については、上水道と合併浄化槽を利用し、雨水は敷地内にて集水後既設道路側溝へ排水する計画であるため、被害防除の観点から適切であると考えます。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま 申請番号5番 所有権移転により、住宅の建築を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第3種農地②「駅から300m以内の農地」に該当します。第3種農地なので許可できるものになります。 次に転用許可の一般基準についてです。預金通帳の写しが添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は切盛最大30cmを予定しており、給排水は、上水道と合併浄化槽を利用し、雨水は敷地内で集水後既設側溝へ排水する計画であるため、被害防除の観点から適切であると考えます。 また、他法令調整についてですが、自然公園法 天竜奥三河国定公園 第二種特別地域に該当し、工作物の新築について許可申請済みです。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま 以上、第162号議案5件、全てにつき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。 ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。それでは採決をとりたいと思います。
議長	第162号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第163号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条各号に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定及び要請について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第163号議案についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。今回は、賃借権設定が7件、使用貸借権設定が4件となっております。 続いて、議案書の10ページをご覧ください。表の「地域計画」の欄に「内」と記載されている筆は、地域計画の目標地図に位置付けられている農地です。今回は、申請番号1番から8番及び10番から11番の農地が地域計画区域内に含まれております。 次にこれらの農地における貸付の区分についてご説明いたします。中間管理機構を通じて貸付をする際は、地域計画において農業を担う者として位置付けられている方へ貸し付けることが条件となっています。 しかし、農業を担う者以外へ貸し付ける場合であっても、別紙の「農地中間管理事業について」の例外1～3のいずれかを満たす場合には貸し付けが可能となります。 まず、表の「例外規定」の欄に「例外①」と記載されているものです。こちらは契約期間が10年以上の場合であり、事後的に地域計画に位置付けられた農業を担う者を、今回の借受人へ変更することを前提とした貸付となり、例外の1に該当します。 次に、「例外③」と記載されているものです。こちらは契約期間が10年未満と短く、一時的な貸付として整理しております。こちらは例外の3に該当します。 続いて、地域計画区域外の農地に関する内容についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。申請番号9番の農地が地域計画区域外の農地となります。

	地域計画区域外の農地では、農用地利用の効率化および高度化の促進を図る場合であれば、農業委員会の要請により、農地の賃借が可能となります。この場合には、市から地域計画に支障がない旨の意見を得る必要があり、その意見を踏まえて農業委員会で要請して良いかを審議します。 なお、本件については、令和８年６月１９日付で、市の担当者より「意見なし」との回答を得ております。 以上、申請番号１番から１１番までの案件につきましては、農用地利用集積等促進計画の基本方針および農地中間管理事業規程に適合しており、賃貸借権の設定等を行うための要件を満たしていると判断いたします。 したがって、第１６３号議案につきましては、適当であるとの原案を提案いたします。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第１６３号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 （議案書のとおり説明。）
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	ご意見等ないようです。 これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第３３回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 午後３時００分議長は本会の閉会を宣した。